

第3回基本ルールWG：国・地方分野

総務省ヒアリング 議事録

1. 日時：平成18年11月6日（月）11:00～11:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：公共工事指名願いに関する諸手続き等の統一について
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、黒川委員、大橋専門委員
総務省自治行政局
行政課長 坂本 森男 氏
行政課監査制度専門官 彌栄 定美 氏
行政課係争処理専門官 徳岡 喜一 氏
行政課主査 永田 真一 氏

鈴木主査 おはようございます。御苦勞様でございます。「基本ルールWG：国と地方の規制合理化SW」を開催したいと思います。今日は総務省からのヒアリングでして「公共工事指名願いに関する諸手続き等の統一」についてを、最初にやりたいと思います。11時半までに終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初の5分か10分ぐらいで御説明いただいて、あとはディスカッションにしたいと思います。よろしく願いいたします。

坂本課長 行政課長の坂本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

「公共工事指名願いに関する諸手続き等の統一」という点につきまして、経団連の方からも御要望がございました。私の方から、調査票を提出しているところでございますけれども、具体的な基準の決定や申請書の様式などにつきましては、地方公共団体に委ねられているということは、もう御承知のとおりだと思います。ただ、各地方公共団体の方も、事業者の方々がこの点について、例えば困っているという状況については、どうもさほど把握はしていない。要するに、来たものを審査しているという状況ですので、そういう状況にあると思います。

そこで、是非私の方からは、一歩進めてお困りの状況を踏まえて対応するとしますと、5のところでは書きましたが、様式の統一化や手続の共通化について、例えば具体的な点をお知らせしていただくと、その問題意識を持って検討していくことができるのではないかと思うわけでございます。

地方自治法施行令に基づいて、経営状況とかいろんな要件、資格を付加することができることになっているので、各地方自治体の権限に属するようなものについて、そこをどうこうすることはできないと思いますが、例えばそこを書く順番を、どこに書くかとか。あるいは基本的な共通のものは、先にこういうふう書いておけば、書類としては非常に楽になるとか、いわゆる工夫をすることによって手続が簡単になるところが仮にあるのだとすると、その辺は工夫する余地もありましょうし、地方公共団体の方もこういったところに事業者の方々が増えるという状況、大変だという状況になっているということを理解していないで、自分たちの都合でよかれと思ってやっている部分が結構あると思います。特にコンピュータ化が進みましたので、LANが違

っていたりするだけでも、結構フォーマットを変えなければいけないとか、そういうことがあるのかと思いますから、その共通化できる部分と、独自性の部分を振り分けるということは、今後検討していく価値があると考えております。

ただ、それにつきましても、複数の地方団体を絡んでやられておる事業者の方から、できればこういう形でといういろんな御提案があれば、むしろそこを工夫できるかどうかの確認はできるのかと。最初から統一様式をというふうに言われても、地方公共団体の方も自分たちだけで弊害を及しているという認識はないものですから、なかなか統一化する手続を、我々が一步踏み出すことはちょっと難しい。むしろ、具体的な案をどしどし教えていただいた方が一步前進することになるのではないかと考えておりますので、私の方からの調査票に書かせていただきましたが「様式の統一化や手続の共通化について具体的な案などがあるのであれば、それについて検討していくことはできるものと考えている」というふうにお答えをさせていただきました。これについてのお答えは、以上でございます。

鈴木主査 簡潔にどうもありがとうございました。

それでは、質問をどうぞ。

大橋専門委員 私が思っていた以上に前向きな御発言をいただきまして、ありがとうございます。今お話しの、それぞれの事業者が具体的にどんな過剰の負担を課せられているのかどうかと、どんな様式で困っているのかどうかというのを、何らかの形で意見としてまとめて、そちらの方にぶつけることが必要だろうという意味合いのことをおっしゃったんだろうと思いますが、どうすればいいですかね。私も今いい知恵が出ないので。

坂本課長 まとめていただく必要はないと思うんです。結局、例えば47都道府県、県だけでも47個の手続があるものですから、そのどこが共通化していて、どこが違って、違ってるところがクリティカルなのかどうかというのは、我々は実はわからないわけです。例えば順番が違っているから困るとか、多分そういうのがありそうな感じがするのですが、そこを例えば具体的にやってみて困った事業者がおられたら、その困った情報をお知らせしていただくと、そういう点が困っているのかと、そこは別にクリティカルな話ではないから変えることはできるのではないかと。そうすると、順番をどうするかとか、何をやるかとか、団体ごとの資格は別途の様式にするとか、私もどこが困っているのかが具体的にわからないものですから、お答えようが実はなくて、ここが困っているというふうに教えていただければ、そこは困らないようにできるかもしれないとか、もっと血の通ったお答えができるような感じがします。

鈴木主査 それを地方公共団体に対してある程度拘束性を持った指導はできるわけですね。

坂本課長 そういう問題ではないのではないかなと、要するにどの辺で困っているのか。

鈴木主査 いやいや、そういうのがもしはっきりしたときには、こういうふうに地方公共団体はしてくださいという通知か通達か何かを出してやる法的根拠はあるのですか。

坂本課長 技術的助言はできると思いますし、地方公共団体の方もそういうニーズがあってということに対して、決して自分たちが決めるのだからなんて、かたくなな態度を取るような団体は、私はいないと思っております。

ただ、変えてくれと言っても、今までその様式でやっていて、もう既にその地域においては、それがフォーマットとして成り立っているのに、もっと高い公益があるから変えてくれと言われると、地方公共団体の方も困りますね。ですから、何故かということの説明が必要があるので

す。弊害となっている、お困り事例をみんなで共通認識してやっていかないと、なかなか難しいかなと思っておりますので、是非そういう情報をいただければ、我々の方も前向きに検討していくことはやぶさかではないのではないかと。そういう情報は、多分地方団体には入りません。様式を決めたらそのとおり持ってこなければ、審査して削ってしまいますからね。

鈴木主査 それはよくわかりますけれども、我々の答申の中で、それを総務省において受け身で、そういうものを持ってきたらというのではなくて、むしろ積極的にアクティブにそういうニーズだとか、場合によっては模範的な書式というものを把握の上で、統一できるものについては統一するようというふうにアクティブな形で働きかけるというところまで書いたら、それは受けられますか。

坂本課長 そこまではちょっと難しいと思います。というのは、地方団体に弊害であるという認識がないと思いますので、要するに自分たちのところで決めているのに、困っているという情報が入っていない可能性がありますので。

鈴木主査 それを、御省の方でアクティブに把握されて、総務省で調べたところ、事業者がこういう点で困っており、こういうふうに通一されるとみんな業務がやりやすくなるからということ地方団体に周知させて、したがって、こういうものにすべきであるというふうにアクティブに働きかけるということをしてほしいという答申が頭に浮かぶのですが、それに対して受けられますか。

坂本課長 それは、しかし、全部の地方公共団体にあてはめて、みんなが大丈夫というところまでのお話が事業者の方から出てくるかどうかというのがわかりませんので、もうちょっと具体的な内容を教えていただいた方が、これだったらできそうだなと考慮することができます。要するに、何に困っているのか、どの程度お困りの話なのかというのが、レベルの問題としてもわかりません。地方公共団体の方への技術的助言は、例えばこういう要望があるので、この辺を踏まえて改善されたいということ是可以すると思えますし、こうすべきであるというところまで判断できるなら、もう確実に正しいと思えますので、やらせていただきますが、そこまでの状況かどうかということの判断ができないので、お答えしにくいと。

鈴木主査 わかるのですが、お互いに困った困ったと言っているけど仕方がないですからね。

坂本課長 困った人が困ったことをお知らせしていただかないと、我々もやりようがないのですけれどもね。

鈴木主査 それは理屈だが、それについてある程度総務省が積極的に旗を振って、何が困っているのかという要望を聴取するという、そこまで踏み込めるかどうかということを知っているのです。

おっしゃるように、困った人はもっと総務省にやってきて、こういう点で困っているのだから、こういうふうにしてほしいというふうにやってくるのが本筋だというのはよくわかりますが、そこら辺について、受け身でそういうものが出てきたときというのではなくて、もう少し積極的に、せっかくここまで書いていただいたのだから、もう一歩進んでやることに対してOKと言えませんか。

坂本課長 申し訳ないですがけれども、そんな人的余力がないので、むしろお知らせいただくと、それを一生懸命分析して、地方団体でこれはできそうかなと。どちらにせよ事業者の方からしか情報が得られようがないんです。

例えば、我々が積極的に把握するといったときに、どんなことができるかといったら、事業者さんからヒアリングすることになるんですね。

鈴木主査 そういうことです。確かにそれはそうだということです。

坂本課長 しかし、そのときに対した問題ではないということになるのか。これは大変だという問題になるのかという問題もあると思います。

鈴木主査 大したことではなかったら、大したことないでよいではないですか。

坂本課長 しかし、そこは最初にある程度お困り事例をいただいて、見極め付けてからにさせていただくと思はるんですけれども。

鈴木主査 鶏が先か卵が先かみたいな話ですね。

坂本課長 うちの方も乗り出したというふうに言われると、地方団体の方も、例えば総務省が統一化に向けてという話になると、統一化って何をするのだろうと言われてますし。

鈴木主査 そこまでいけると、答申としては意味がでるのですがね。

坂本課長 主査のお気持ちはわかるんですけれども。

鈴木主査 ほかにありませんか。どうぞ。

黒川委員 今はフォーマットの話とか、手続上の話なのですが、地方の公共工事に関しての、例えば下水道がとか、道路がとか、河川工事がとか、それぞれのところの入札の資格というのは、個別の事業で決まっているのですか。それとも一般論として総務省が見通せるような環境になっているのですか。

例えば幾つか気になっていて、もうそんなことがあるのか、ないのかということとか、今、幾つか不思議なことがいっぱい起こっていることの中に、例えば公共工事をやろうとすると、大手のゼネコンが受ける、大手のゼネコンが受けるときに、例えば下水道で何らかの形で、どこかで事件を起こしていたら3か月間の指名停止とかになりますね。そうすると大手の企業は、すごいたくさんの小会社をつくる。電気工事だって、どんどん分化していってしまう。某大手のゼネコンがやると、ありとあらゆる分野で入札ができなくなってしまうので、特定の事業分野で個別にされているんです。それが1つの問題です。

もう一つの問題は、自治体が発注されるときに、例えば下水道だったら、その当該エリアに事務所があって、そして当該エリアでその事業に関して、過去どれだけの技術的な経験があって、それによって参入することができる、多分普通にそうなっていると思うのです。

こういう資格というのは、全国共通にできることなのか。それとも事業ごとということ、事業担当の部署、つまり国交省が対応されるのか。我々は、どちらかというとな国の競争政策ということなので、できることならいろんな会社が、いろんなところで競争環境になった方がいいと思うんですけれども、今はオフィスがそこになければいけないとか、そういう条件を付けられる。今は都道府県単位ということになる傾向が多いと思いますけれども、それがもうちょっと広がったら道州単位の方がいいかもしれないとか、その感覚はあえて事務所をそこにずっとつくっていたり、地元の事業者を優先させる資格要件とか、過去何年間かその県の中で事業の経験があるということが重視されるとか、この種の資格については、どこの部署が、どういうふうにコントロールされているのか。ちょっと教えていただけますか。

坂本課長 具体的な法律の規定からいたしますと、政令の167条の5というのがありまして、一般的には安いものを選ぶことになるんですけれども、必要があるときはあらかじめ契約の種類及

び金額に応じ、工事・製造または販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができると書いてありまして、これに基づいて各地方自治体が決めるということです。

黒川委員 そのときに、地方自治体に固有の企業が、つまりそこに事務所がある企業がということも入れられるということですね。

坂本課長 状況を要件としますから、入れられますね。

黒川委員 それは、国の感覚として競争政策上の条件で、つまり隣の県の事業者は入札できなくて、その県の工務店が応札できるというのは競争上、つまり今の47都道府県単位で、それぞれに各会社が、事務所をそれぞれのところに置かなければいけないという要件が、ほぼすべての事業ついている。それから、その都道府県での経験がということが、そんなことになっているかどうかって安易に言えることではないし、真っ当にやってらっしゃるところもあるけれども、福島とか和歌山とかというケースも起こってきてしまうわけで、地域が狭いと特定のところに流れていくという動きが起こってしまうということも、何となくいいことではないように思うし、できるだけ幅広く入れた方がいい。

今、何をしてらっしゃるかということ、すべての会社は小会社をつくっていて、公共事業単位ごとに業種別に小会社をつくっていかれて、しかも問題を起こしたときには引っかからないようにしながら、地域別にずっと分布させていくということで、会社をたくさんつくっているというのは、この公共工事のことについては、一般に供給サイドからは言われることなんですけれども、今日のテーマはそのこととは別に統一ルールということなんですけれども、その統一ルールの中で総務省のサイドで権限として見られる技術的指導の範囲と、今、言ったようなことが起こってくる問題について、もう少し国の見地から国民的利益ということで議論ができる。地域の利益か国民的利益かというのが微妙になっていて、結果的には税の負担の問題になるわけだから、地域の雇用をつくり出すかどうかということと比べてみると、国民的な利益が優先されるのだと思うのです。

そういう議論というのは、一体どこですべきことなのかということに関しては、これが総務省の所管の中に入っているかどうかということちょっと知りたいのです。

先ほどのお話だと、つくることができると書いてあるから、結構総務省の所管ですね。政令で書かれていたことの範囲で言うと。

坂本課長 その定めることができるは、普通地方公共団体の長はできるですから、これについて。

黒川委員 国ができると書いてあるわけではないですからね。そこに技術的な助言という概念も入りにくいですか。

坂本課長 そこは、いろんな保護法益、実現する利益状況を長が判断してやっていると思うのです。多分黒川先生が言われた、例えば公共入札の透明性を確保する方法の中で、しり抜けが行われるのを防ぐために、どうしたらいいのかという話だと思うのですけれども、それはそれでまた公共事業の談合防止の法律だとか、そういう観点からの指導とかというのはあろうかと思うんです。

黒川委員 談合防止という感覚よりは、我々の感覚というのは、できるだけ競争状況を厳しくした方が、そういうことがなくなるだろうという、競争政策のことを考えているわけだから、領

域で、つまり都道府県単位である種のルールをつくっていることが、結果的にはそこに事務所を置かないといけない、オブリゲーションとか、結果的には応札をそれより外の人ができないとか、海外の企業は全然できないとか、もしやろうとするとそこに事務所をつくらなければいけないとか、そういうことは見えないところだけれども、結局オブリゲーションを課していることになるのではないかという気がするのですけれども、これはどこの部分でそういうことを議論したらいいのかですね。

談合防止ということには、必ずしもなっていないと思います。

坂本課長 個々具体の決め方について、技術的助言をすることは、できないような気がするのですが、例えばこういう観点は最近の状況から考えて気を付けなければいけないという技術的な助言はできるとは思っています。

例えば、最近こういう事例が頻発しているので、そういう観点も踏まえて考えてくださいということではできると思っています。

地元の要件とかといいますが、これはここで発言するのが適当かどうかはわかりませんが、私が行っていたところのものでも、全国ベースでやった設計が、決して地域においてうまくいってない設計もありました。要するに、全国ベースと同じ設計をしても、北風が吹くことによってドアが開けばなしになってしまうというようなこともあって、むしろ地元の設計業者からすれば、この地域でつくるは当然当たり前の話だという話が、全国ベースの設計では、反映されなくて、後で設計変更を余儀なくされてしまったということがあって、むしろ地元からすると同じお金をかけるならば、地元の気候状況、地形状況などを踏まえた、スーパブルなものに設計してほしいという気持ちが、実際あることはたしかです。

黒川委員 それでも、事業のときの応札の要件で、こういうことを配慮しなさいというのは、発注側の基本的な要件ではないですか。

坂本課長 そうなんです。結局、だんだん競争政策になりますと、余り文句を言わないという格好になってきているのです。文句を言うのだったら、そういうふうにつくれという話になってしまうので、要するに目的を達成するような建物にするという格好にどんどんなってきますから、競争政策をするということは、要は地域ごとに余りデリケートなことを言うなということは結構ありえます。

黒川委員 そんなことは全然ない。普通みんな自分の家を建てるときに、こういうふうに建ててくださいとか、こうお願いしますというのは当たり前で、それは発注する側というか、わざわざ専門の職員がいてその要件を提示するわけだから、もしそんなことになっていたら、それは地元の担当している人に問題があつてね。

坂本課長 多分そうだと思いますし、だんだん担当する側の能力が落ちているというのは、発注側でも大いに感じているところであります。

鈴木主査 わかりました。どうぞ。

大橋専門委員 一言だけ、釈迦に説法ですけれども、この仕様手続の統一という案件については、私ども基本的には利用者とか申請者の負担軽減というのは、地方自治とかとは直ちには関係しないので、やはり積極的に取り組んでいただきたいという願いを申し上げておきたいと思えます。

坂本課長 全くそのとおりだと思いますので、手掛りとなる情報をいただければ、我々はそれ

も使ってやろうと思っております。

大橋専門委員 それは工夫してみたいと思っております。

鈴木主査 それでは、積極的云々というのを、どういうふうに表示するかということは、こちらでも検討させていただきます。そして、ただ単に書式だけで、まず住所があって、氏名があって、そして電話番号があるという形だけの問題ではなく、その中の要件、例えば今の透明性だとか、公正性だとか、競争導入に対して問題があり得るような項目については技術的助言をする。そこから辺までにある程度踏み込まないと、書式だけを議論していても仕方がないから、そんな案を少し考えてみたいと思います。

坂本課長 お気持ちはわかりますので、どんなことができるかまた。

鈴木主査 そんなところで、ひとつよろしく願いしたいと思います。

第3回基本ルールWG：国・地方分野

総務省ヒアリング 議事録

1. 日時：平成18年11月6日（月）11:30～12:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：指定管理者の選定プロセスの透明化について
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、黒川委員、大橋専門委員
総務省自治行政局
行政課長 坂本 森男 氏
行政課監査制度専門官 彌栄 定美 氏
行政課係争処理専門官 徳岡 喜一 氏
行政課主査 永田 真一 氏

鈴木主査 それでは、続いて「指定管理者の選定プロセスの透明化について」、これもやはり12時まで予定しておりますので、5分か10分ぐらいで御説明をいただいた上でディスカッションしたいと思います。

坂本課長 9月1日に、一応、指定管理者の規定の経過措置の期限が切れまして、業務委託は別ですけれども管理委託は直営にするのか、指定管理者にするのかという形になったわけございまして、現在、9月2日時点の状況を把握すべく、アンケート調査をしております。

前回16年にも調査いたしたわけでございますけれども、それに加えまして今回は、この3か年計画で要請がございました、手続の透明性とか、選考プロセスの話につきましても、例えば選考基準の事前の公表の状況が、どうなっているとか、選考委員さんの選任の状況とか、選定をした理由などにつきましても、いわゆる全体として選考プロセスの透明化が、どういうふうに具体的になされているのかということも含めて、アンケート調査を行っているところでございます。

様式は、とりあえずは報告されたのですが、全体として趣旨がうまく伝わってないような団体もありまして、今その中身についてチェックをしている最中でございます。

できれば、年内、なるべく早くアンケート結果をとりまとめたいと考えておりまして、そのアンケート結果に基づきまして、状況であるとか、もう少しこうした方がいいということが、もしそのアンケート結果で出てくるのであるならば、先ほど申し上げましたような技術的な助言も踏まえて通知をいたしたいと。アンケート結果の状況と、それを踏まえた分析結果といったものも通知していきたいと考えております。

現時点では、そのアンケート調査の内容を整理して、なるべく早い時期にとりまとめたいというのが、現在の状況報告でございます。

鈴木主査 ありがとうございます。質問ありますか。

どんなアンケート内容ですか。

坂本課長 指定管理者制度を、どういうふうに導入したか、導入事例がどうなっているのか、直営と指定管理者制度の状況の振り分けとか。

鈴木主査 アンケートの票自体は、どういうものですか。

坂本課長 後で事務方に調査票をお渡しします。

鈴木主査 どうぞ。

黒川委員 指定管理者制度というのは、基本的には雇用問題ではないかということで、つまり基本的には新規に新しい事業が入るケースはすごくまれで、もともとやっていた方にそのままいくケースがすごく多い、特に社会福祉系のものについては、ほとんどこれまでやっていた方にそのまま行くという形になっていて、何らかの形の競争環境が生まれたのだろうかというのが一番の関心事で、同じところにずっと流れていってしまう構造を、何らかの形でもう少し競争的にか、独占的に、例えば社会福祉機関に今までのところがやっていたとしても、隣の自治体の機関はまたそこでやっているんだとすると、何の競争もないところから、上手に隣同士がヤードスティック型に競争できるような方法がないとか、世田谷の社会福祉協議会のようなところが、目黒区の方にまで職種を伸ばせたり、目黒区の方がとてもうまくやっているから隣のところに入ったとか。

私たちの一番の興味というのは、こういう指定管理者制度というのができて、そこで競争環境とか、何らかの形で前と違う環境が生まれたかどうかということを見たいのですけれども、それが本当に少なくって、ユニークなケースを挙げていくと、面白くうまくいったケースも、知らないわけではないのですけれども、だけれどもほとんどのものについては、従来型でそうになってしまった。これをどういうふうに評価していらっしゃるのかとか、何らかの形でもう少し競争導入という本来の趣旨を入れられるような工夫を考えられるのかとか、一番の興味はそこにありますということです。

坂本課長 地方公共団体の方も、おっかなびっくりのところ結構あったと思います。今後うまくいっている事例などは、地方公共団体は横目で見ながらうまく行っているところを聞いてきたりするのは得意ですので、多分うまく行っている事例が徐々に出てきますと、自分のところもそういうふうにしていきたいと感じると思います。一遍に、例えば提案されているところが本当に大丈夫なのかどうかというのは、なかなか難しいと感じる団体もあろうかと思いますが、今、調査していますので、その状況を見れば、地方公共団体がトータルとしてどの程度の意識を持っているのかということはわかるはずですし、また今後アンケート調査を続けることによって、情報をお互いに交流しまして、もっと競争事例が確保されるのではないかと考えております。今の段階では、情報不足でございます。

ただ、基本的にはその方向でやっておりますが、よくやっている、華々しく話題になっているところもありますので、地方団体はみんなある程度は意識いたしております。

黒川委員 もう一つ、今年の5月に国有財産法も改正されて、地方自治法も改正されて、幾つかの個別法、港湾とか、漁港法とかも多分改正されて、行政財産の有効活用ということが当たり前の感覚なのです。今までは余分なものに使わせない、使わせないものはできるだけ集めてきて売却という感覚のロジックだったと思うのですけれども、法律改正になってできるだけ有効空間を有効活用していきましょと。そこから生まれてきて、感覚として行政財産の効率的な活用の中の一番重要なポイントは、中長期に民間事業者が設備投資をして、その収益も考慮に入れることができる感覚というか、今までだと完全に何かの業務を委託するということがあったのが、思い切った整備投資をして、そこを魅力的に展開して、事業者として行動できるという状況が変わっているんだと思うのです。

指定管理者制度の議論というのは、委託もあるけれども、行政財産を有効活用することについてももしあるとすると、単純に体育館の管理をするのではなくて、体育館をより有効活用する管理のための情報システムを導入したり、魅力的な体育館にするために喫茶店や別の事業をそこで営むことができるようにすることとか、幾つかの工夫が可能になっていると認識しているんですけども、今のところどちらかというと、今まであったとおりのところを、別の人たちが請負業務のようにごそっと人が入ってきて、入れ替わっていくという感覚になっていると思うのです。

この感覚についても、もしもう少しデータがはっきりわかってきて、余り大きな変化がないようだったら、そのことについてもう少し突っ込んでいろんな方が事業をできる環境になっているんだということに関する周知徹底があってもいいのではないかという気がし始めているんですけども、そういう意見を持っております。

鈴木主査 今の意見は認められるのですか。

坂本課長 公の施設の目的を、どういうふうに整理するかという問題とも絡んでおりまして、今まで公の施設をこういうふうに管理するんだという決め方を変えることができれば、もっと大きないろんなことができると思うのです。

今までの規定の仕方と同じであると多分同じことでして、ですから、そうなると効率的な運用を図ることしかメリットがなくて。

鈴木主査 管理という言葉の解釈ではないですか。

坂本課長 公の施設は何のための施設だというのをうたっている場合が結構ありまして、例えば老人だとか、青少年だとか、そういった者のために作りましというふうにならざるを得ない場合があるわけです。

例えば補助金が入っていたりしますと、そういう目的を書かなければいかぬとか、目的を逸脱してはいけないということだから、その他の目的を付加してやれば、実はもっとフリーな建物の活用ができたりするわけです。

鈴木主査 それを付加したらそのとおりだと思いますが、あえて付加せずに管理という言葉の解釈で、管理というのはただ今までどおりに同じように、それを保守して、運営することだけと狭く考えずに、例えば体育館なら体育館というものの便益を提供する。それを管理する場合に、例えば喫茶店を付けるというのは、管理の一部分だというふうに解釈すればどうでしょうか。喫茶店を付けたいと思う、その投資は自分の金でやりますといった場合、そのときには喫茶店が付いたことによって付加価値が高まるわけですから、入場料は少し上げてもしよしいなど、その入場料の中から投資に対してのリターンは取っていきなさいということは、管理の中で認められるものと、管理を逸脱するものもあるでしょうが、管理という言葉の解釈の範囲内で当面やれるのかどうかということです。

坂本課長 やれる施設もあるかと思いますが。要するに、目的をどう規定しているかにもよりますので、一概には言えないと思っております。

よく相談があるのは、この目的のための施設ということでやっていたけれども、例えばこういうケースは使えないからおかしいというふうに言ってくる場合があります。もっとフランクに使えるようにしてくれと、それは目的をそこに限っているからおかしいのであって、もうちょっと付加的な目的も使えるように条例で改正すればいい話なのです。

条例に目的が書かれておりますから、その目的を例えば一般の市民も使えるようにしなさいと、

要するに、本来の目的はこれだけでも、支障がない限りは一般の市民も使えるようにしなさいというふうに目的を付加してやれば使えるわけです。ただし、この目的のためにつくったから、この目的で使いたいと言ってきたら優先的に予約は取ってあげるけれども、そうでなかったときにはこっちにも使えるというふうにやれば使えるんですけれども、実はまだどういうふうにして有効活用していいかという知恵が、末端まで行き届いていないということがありまして、試行錯誤することありますが、問い合わせが来たら、我々はOKだとどんどん言ってあげます。そうすると、何だそうなのか、わかりましたと言って対応してくれるところも結構ありますので、解釈で幅を広げる方法もあるかと思えますけれども、それよりもむしろそういうことまでできるんだというコンセンサスを地方団体で取っていただければできると思っております。

鈴木主査 それはそうですね。

大橋専門委員 できるだけ公の施設というのは、有効的な利用が図られなければならないと思うのですけれども、今、課長がおっしゃったもので、有効利用を妨げている一つの要因として、補助金の問題はないですか。例えば補助金として自治体が都市公園としてつくりましたと。これは国から補助金がありますと、その都市公園をもう少しいろいろ汎用性を持ったものに使うときに、都市公園としてつくるために補助金をもらっているんだから、ではそれ以外の目的に汎用的に利用することについては、なかなか補助金制度との関係で限界があるということはございませんか。

坂本課長 それはあると思います。

大橋専門委員 何かいい方法はないのですか。

坂本課長 それは補助金の問題ですから、何でも使えるとなったら、多分補助金は付きませんでしょうから、補助金の目的を達成するために予算を取っているのです、そこはこちらの方から使わせてくれということは言っていますけれども、今までよく例であったのは、学校の空き校舎を有効活用するとか、そういうものがありましたけれども、そこは文科省の方も前向きにOKになりましたね。要するに、そういう格好で各省庁が対応することで可能になる場合はありますが、そもそも目的を持ってやるお仕事だからお金を出しているのであって、その目的を何でも使えるというのが初めからやったら、各省庁さんも立場がないだろうと思います。

大橋専門委員 ちょっと話が違っていいですか。

鈴木主査 どうぞ。

大橋専門委員 昨年12月に、この会議が指定管理制度のプロセスの透明性向上ということで答申をしていますが、それを受けてそちらの方で何か自治体に対して周知徹底、あるいは情報提供をやったことはございますか。

坂本課長 閣議決定をされましたので、その方向について積極的に取り組みなさいというのは、うちの方はずっと言っております。

大橋専門委員 閣議決定を自治体に流したということですか。

坂本課長 具体的に21世紀ビジョン懇とかありましたか。指定管理者プロパーでは言ってなかったかもしれませんが。ちょっと記憶には。

鈴木主査 このアンケートを取っておられるというのも、その一連ですか。

坂本課長 勿論です。これは閣議決定のリクエストに従って、アンケートを取っております。

鈴木主査 いつからアンケートを発出しているのですか。

坂本課長 9月2日時点の状況を報告してくださいということにしておりまして、第1段階では調査票は戻ってきておりまして、それを整理しておかなければいけないものですから、チェックしている最中でございます。

鈴木主査 それも所要の措置の1つだということですか。

坂本課長 それに基づかないと、我々も言えませんから。

鈴木主査 この新聞を見ると「看板倒れ?」「1割」とかいろいろ書いてあるけれども、現実に従来の公の管理者が、そうでない管理主体に変わったケースは何%ぐらいあるのですか。

坂本課長 しかし、これは16年なんです。

鈴木主査 それが1割なのですか。

坂本課長 はい。16年の時点ではそうでした。

黒川委員 地方自治総合研究所というところがやったださっているものが、このアンケートになるのですか。それとは全然違うのですか。

坂本課長 うちがやっています。

黒川委員 では、直接やっているわけですね。こういう新聞に出ている情報とは、また別ですか。

坂本課長 この情報はどこから出ているのですか。

黒川委員 地方自治総合研究所というところが出したデータについて、今年、平成18年の中間報告となっているのですけれども。

大橋専門委員 自治労がやっているんじゃないですか。この新聞報道では、11%と言っていますけれども、総務省としては11%という数字、これから変わるかもしれないけれども、この新聞自体が正しいとしたら、その11%という数字について、どのように評価されていますか。

坂本課長 どういうふうに評価したらいいでしょうかね。

黒川委員 新聞も半々なのですよ。よくやったが11%と、たった1割というのと。

坂本課長 私が地方公共団体の人からの情報を聞いておりますと、はっきり言ってこれをやったことによって、同じところが受けても、全く違った形で受けざるを得なくなったので。

黒川委員 そういふのはなかなかわからないですね。

坂本課長 全く無傷ですと言ったらおかしいですけども、平行移動しているところはほとんどないと思います。一応、出てきたら闘わなければいけないものですから、そういう点では一生懸命何かしなければいけないというふうに、例えば企画立案ももっとこうやらなければいけないというふうに考えて、企画力がうんとアップしましたという効果を、たまに言ってくる人もいますし、実際に移したときに職員を新しい会社の方にある程度取ってもらわないと、先ほど黒川先生言われましたように雇用問題に発展してしまうので、困った困ったと言ってくるところもありますし、いずれにしても、このスクリーニングが出てきましたので、全く影響してないということはないと思います。地殻変動的に相当影響しているのではないかと考えております。

鈴木主査 地殻変動というのは、オーバーとしてみても、やはりそうでなければ。

坂本課長 影響はされていると思います。余り旧態依然たる運用をしていると、例えば隣近所、近くに見えるところでうまくやっていたのがありますと、必ずあそこではうまくやっているんだけれども、うちは変わらないのではないかという議論が当然出ますので、そうすると、うちも物すごくたくさんいろんなことをやっているのだというエクスキューズしなければいけません

から、そこは相当変わっていると思います。

ただ、アンケート調査にそれがどういうふうに反映されるかは、ちょっとわかりません。

鈴木主査 だから、去年いただいた資料にもあるけれども、公募以外の方法でやるのが随分多かったですね。だから、少なくとも当初は形だけで余り魂が入らないのかもしれないけれども、公募するシステムの中に入れるというのが、まず大事ではないでしょうか。今までのものでいいのだということでは、何のスクリーニングも働きませんからね。だが、公募による方法でなくて選定したのが151団体ですね。それから73団体がそれに準ずる。更に22団体も準ずるというのだから、もうほとんどのものが公募ではないものですね。公募方法でやることの周知徹底ということは、総務省の権限として地方を指導することはできるのですか。何を根拠とするかという問題ですけれどもね。

黒川委員 できるだけ競争を導入してくださいという誘導は、技術的助言の中に入らないですか。

坂本課長 そもそも導入した趣旨がそういうことですので、それを踏まえてやってくれということは言えると思います。

鈴木主査 少なくとも公募の方法を否定しているということは。公募したけれども相手がいないというのは、これは仕方ないですね。しかし、公募はだめですと言って決めるとするのは不透明ですね。それから目的にも合致していない。だから、そこは技術的助言の対象として、公募を否定しているのであるならば、ちょっと論外だという感じがしますね。

坂本課長 公募自体についての話は書いてはいないのですが、アンケート調査をもう一度見まして、どういう状況になっているのかを判断したいと思います。

鈴木主査 それと、去年の調査票を見てものを言っているのですけれども、一旦選定したときの期間についての定めはあるのですか。例えば3年間は委託しますとか、その後はまた改めて選定手続をしますという期間の定めはあるのですか。

坂本課長 団体が決めることになります。

鈴木主査 期間の定めは必ずありますね。

坂本課長 あります。

黒川委員 5年とかということにすれば、中長期の投資をして回収は可能になるということですね。

坂本課長 そうです。5年は結構多く定められています。

鈴木主査 5年が多いわけですね。

坂本課長 今のところ、3年とか5年が多いです。

鈴木主査 リーズナブルな範囲だと思いますね。

黒川委員 今、国から地方へ、地方からというところで、もう一つの問題として都市内分権とか、できるだけNPO団体とか、地域、コミュニティーに、とにかくいろんなものを、基礎的自治体に移していくという動きがあって、多くの1割以上がそういうところにお金を使われるようになるので、多分今回の指定管理者制度の中のそこに移された部分のところは、ほとんど外郭団体でも受け皿になったという数字の中に表れているのではないかと思います。ほとんど9割方がこういうものだったとしたら、都市内分権が進みましたというのは、何か衣替えしただけで、フリーエントランスになったことで競争条件が見えなくてコンテストブルになっているんだ

ら、それなりに効果があったと言えるかもしれませんが、もしそうじゃなかったら、その判断はすごく難しいことになるので、今回のアンケートの結果の読み方もすごく微妙かもしれませんがね。

坂本課長　そこは難しいですね。

大橋専門委員　先ほどの公募という問題について、私の考えを少し申し上げれば、公募が原則であることは間違いないので、公募率が非常に低い理由は何なのか、なぜ公募ではなくて随契でやっているのか、その理由が問われなければならないと思うのです。つまり考えによっては、例えば福祉なんていうものについて、福祉施設の指定管理者制度にやらせる場合に、本当に公募がいいと考えたのかどうか。ところが、施設の中にはスポーツセンターの維持管理みたいなものもあります。こういうものは、全く専門性があるとは思えないので公募にすべきなのが、それが公募じゃなくて随契になっているというのは問題だと思うのです。

だから、そういうふうに、なぜ公募率が低いのかという原因究明が、透明性を高めるためにも非常に大事になってくると思います。

坂本課長　そういう観点も踏まえて、アンケート調査を分析してまいります。

大橋専門委員　分析してください。

黒川委員　指定管理者制度という概念と、事業の委託というのと一線が画されていて、指定管理者制度になったとき民間の創意工夫とか、競争とかということが入ったはずで、その創意工夫の部分のところをどうしたらいいかという話ですね。

それでなかったら、前の事業委託とほとんど一緒ということになっていて、だから同じ外郭団体の方に任せたとしても、そのところで何か違いが生まれたということが、さっきおっしゃられたようにあれば、すごいやったかいいがあったということになると思います。

坂本課長　地方団体の都市化の状況にもかなり影響していると思いますので、その辺は分析してみたいと思っております。

鈴木主査　よろしいですか。それでは、この問題は御省と我々の会議で作り出した、官業の民間開放の中の一つの成功事例としてよく言われておりますし、駐車違反の取り締まりとともに、目に見える形がありますから、是非私どもとしても健全に育ててもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ポイントとしては、今日の議論でもあったように、目的内における事業の追加をどういうふうに考えるのかという問題と、公募の問題がポイントになるかと思っておりますので、そのところを中心に案文をつくらせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。的確な御回答をいただいて、感謝しております。以上で終わります。